

業務指示書 (小規模)

タジキスタン国ドゥスティーニジノピャンジ間道路整備計画事後現状調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年1月22日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年1月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路関連事業に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/道路設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（タジキスタン及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 舗装設計/舗装調査】

- 1) 類似業務の経験：舗装設計/舗装調査に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（タジキスタン 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 舗装施工】

- 1) 類似業務の経験：舗装施工に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TJS1 = 21.939 円 , US\$1 = 104.71 円 , EUR1 = 143.30 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/道路設計
舗装設計/舗装調査
舗装施工

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.10 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月17日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・ 契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

タジキスタン国ドゥスティーニジノピヤンジ間道路整備計画事後現状調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/道路設計	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 舗装設計/舗装調査	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 舗装施工	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項（案）

1. プロジェクトの背景

タジキスタンは、国土の90%が山岳地帯である内陸国である。したがって、首都や主要都市から隣国へ通じる幹線道路は、社会・経済活動における最も重要なインフラである。しかしながら、同国の主要幹線道路の多くは旧ソ連時代に建設されたものであり、1991年の独立後の内戦及び経済の低迷等による老朽化が著しく、経済発展のボトルネックとなっている。

本プロジェクトの対象道路（ドゥスティーニジノピャンジ間約23.7km）は、タジキスタンとアフガニスタンの両首都を結ぶ主要幹線道路の一部区間であり、タジキスタン「長期運輸開発計画」における優先道路となっていることに加え、アジアハイウェイ構想の広域幹線道路としても位置づけられている。

タジキスタン政府の要請に基づき、本プロジェクト対象区間の内両端から計約8.3km（ドゥスティ側3.1km、ニジノピャンジ側5.2km）及びドゥスティ市内道路約3.7kmを整備対象とする無償資金協力「ドゥスティーニジノピャンジ間道路整備計画（1/2期）」（以下、第1期プロジェクト）について、2006年9月にE/Nを署名して事業を開始し、2008年6月に完了した。

残りの約15.4kmの区間については、2008年8月に事業化調査を経て、2009年1月にE/N・G/Aが署名され、「ドゥスティーニジノピャンジ間道路整備計画（第2期）」（以下、第2期プロジェクト）として事業が実施され、2010年11月に完了した。

両プロジェクトの完了後のモニタリングで、第2期プロジェクトの舗装厚（アスファルト・コンクリート層（AC層））が薄い（5cm）区間及び14+300地点付近の急勾配部の道路の破損が報告され、タジキスタン政府から早期の補修及びオーバーレイ実施が必要との見解が示された。

これらの状況を受け、2013年10月にJICAは状況確認のための調査（事後現状調査（予備調査））を実施した。その調査の結果、第2期プロジェクトの舗装厚5cmの区間での支持力低下が原因とみられるAC層の破損と、急勾配部での最大幅30cmのAC層の大規模なクラックが確認された。また、聞き取り調査により70tを超える超重量車両（過積載）が日常的に通過していることも明らかになった。

本業務は上記の調査結果を受け、舗装破損状況とその破損が早期に発生したメカニズムを明らし、今後のタジキスタン政府による本区間における必要な補修・維持管理に技術的な提言を行うとともに、タジキスタン側による試験的施工を指導することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

（1）上位目標

タジキスタン国内における都市・地方間の利便性の改善、及び中央アジア諸国やアフガニスタンとの連結性の改善を通じ、物流促進による地域経済の活性化・安定化に貢献する。

(2) プロジェクト目標

ドゥスティーンジノピャンジ間の交通・輸送を安全かつ安定的に確保するとともに、広域幹線道路としての機能が強化される。

(3) 成果

ドゥスティーンジノピャンジ間の道路の破損の原因を明らかにし、今後の改修・維持管理手法をタジキスタン側に提言する。

(4) 業務概要

ドゥスティーンジノピャンジ道路にて次の調査を実施する。

ア 舗装破損の範囲・規模とその原因・破損メカニズムを明らかにする。

イ 今後の同区間の補修・維持管理方針をタジキスタン側に提言する。

ウ 急勾配区間での舗装破損について、本格的補修工を検討すると共に、タジキスタン側で実施可能かつ急勾配区間でも適用可能な緊急補修工を検討する。

エ 急勾配区間での舗装破損について、前項の緊急補修工の手法を用いて、タジキスタン側による試験的施工の指導を実施する。

(5) プロジェクトサイト

ドゥスティーンジノピャンジ間道路（約23.7km）

(6) 受益者

ア 直接受益者：ドゥスティーンジノピャンジ間道路の利用者および周辺地域住民

イ 間接受益者：ハトロン州人口238万人

(7) 監督官庁・実施機関

運輸省（Ministry of Transport, MOT）

(8) 本プロジェクトに関連する我が国及び他ドナー等の援助活動

我が国の対タジキスタン国別援助方針（2012年）では、「持続的な経済・社会発展が可能な国づくり支援」という基本方針のもと、重点分野の一つとして「経済インフラ整備」が掲げられている。タジキスタン国内の都市・地方間の利便性を改善し、中央アジア諸国やアフガニスタンとの連結性を強化することで、物流改善による地域経済の活性化・安定化に貢献すべく、老朽化した道路の改修とその維持管理体制の整備を中心とした運輸インフラ整備を行うことを我が国の対応方針としている。

また、JICA国別分析ペーパー（2013年）では、「中央アジアと南アジアの連結点における運輸・小規模電力インフラ整備」を重点課題であると分析しており、老朽化した道路インフラの整備により、物流の円滑化に向けた協力を実施することとしている。

本プロジェクトに関連した我が国の協力として次が挙げられる。

1) 準備段階の調査

- ・ドゥステイーニジノピャンジ間道路改修計画予備調査（2005年8月）
- ・ドゥステイーニジノピャンジ間道路改修計画基本設計調査（2006年6月）
- ・ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画事業化調査（2008年12月）

2) 平成18年度無償資金協力 タジキスタン「ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画（1/2期）」

- ・閣議決定：2006年7月、E/N締結日：2006年9月5日
- ・竣工日：2008年6月9日
- ・プロジェクト概要：ドゥステイーニジノピャンジ間道路より8.46km区間について2車線道路として整備（2層アスファルト舗装）、ドゥステイー市内の市街地道路3.7kmの改良工事（DBST）。

3) 平成19年度無償資金協力 タジキスタン「ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画（2/2期）」

- ・入札不調等を踏まえ、案件中止。
- ・ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画事業化調査を実施して、調達事情、積算、施工計画を再検討したのち、第2期プロジェクトとして実施することとなった。

4) 平成20年度無償資金協力 タジキスタン「ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画（第2期）」

- ・閣議決定：2006年12月、E/N・G/A締結日：2009年1月14日
- ・竣工日：2010年11月11日
- ・プロジェクト概要：ドゥステイーニジノピャンジ間道路より、15.36km区間について2車線道路として整備（2層及び1層アスファルト舗装）。

5) 事業完了後

- ・タジキスタン「ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画」事後現状調査（予備調査）（2013年10月）

6) 関連する調査、事業

- ・技術協力 「道路政策アドバイザー」（専門家派遣、2008～2013年）
- ・協力準備調査 「ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画」（2013年2月）
- ・平成24年度無償資金協力 タジキスタン「ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画」
- ・技術協力 「道路維持管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト、2012～2015年）

3. 業務の目的

平成18年度無償資金協力タジキスタン「ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画（1/2期）」及び平成20年度無償資金協力タジキスタン「ドゥステイーニジノピャンジ間道路整備計画（第2期）」にて整備した、ドゥステイーニジノピャンジ道路における、舗装破損の範囲・規模とその原因・破損メカニズムに

ついて調査を通じて明らかにし、今後の同区間の補修・維持管理方針をタジキスタン側に提言する。急勾配区間での舗装破損については、本格的補修工を検討すると共に、当該区間での当面の安全な交通を確保するため、タジキスタン側で実施可能かつ急勾配区間外でも適用可能な緊急補修工を検討し、タジキスタン側による試験的施工の指導を実施する。

4. 業務の範囲

本調査は、ドゥステイーニジノピャンジ道路にて生じている舗装破損について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがタジキスタン側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 本調査結果によるタジキスタン側への提言事項は、その提言内容（設計、数量、積算）をもって、タジキスタン側が独自に補修作業を実施できるようなものとする。
- (2) 第1期プロジェクト区間及び第2期プロジェクト区間共にタジキスタン側に引き渡し済みで瑕疵担保期間も終了していることから、舗装破損状況調査、交通量調査、試掘調査にはタジキスタン側の協力が得られることになっているが、コンサルタントは必要に応じ現地傭人をもって調査を実施する。また、急勾配区間の緊急的な補修工はタジキスタン側が道路補修事業として実施する予定であり、調査団員はその設計・施工が効果的なものとなるよう技術的指導を実施する。
- (3) 短期間に網羅的な道路支持地盤の調査を実施するため、CBR試験と併せ簡易支持力測定器を用いた支持力試験を実施することが必要である。なお、簡易支持力測定器等の機材を用いた試験結果と、CBR試験結果の関係を事前に把握しておく必要がある。
- (4) セメント安定処理がなされた路盤の破損は、我が国では実例が限られており、そのメカニズムは明らかではない。調査団員は事前に本邦での類似事案に係る研究者や専門工事業者等からのヒアリングを実施する。
- (5) 報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2012年11月改訂版）に準ずることを基本とする。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 国内調査

- 1) インセプション・レポート（案）の作成

対象道路に係る関連資料等をレビューし、以下の事項を確認の上、インセプション・レポート（案）、国内調査及び現地調査にて用いる質問票を作成する。

- ア 対象道路整備プロジェクトの背景、経緯、目的等（施工状況にかかる関係者からのヒアリング方法等を含む）
- イ タジキスタンの当該セクターにおける上位計画と対象道路整備プロジェクトとの整合性
- ウ 実施機関の体制、能力及び本プロジェクトの実施体制
- エ 現時点にて収集した、対象道路の状況
- オ 現地調査手法
 - ① 舗装破損状況調査
 - ② 交通量調査と将来交通量予測
 - ③ 道路支持地盤の非破壊支持力調査（CBR調査とのキャリブレーション手法等を含む）
 - ④ 舗装破損部での試掘調査（試掘調査、材料調査等）
 - ⑤ 道路維持管理状況調査（積算単価ヒアリング等を含む）
- カ 破損原因の検討方法（セメント安定処理路盤の破損にかかる、有識者調査・論文調査等を含む）
- キ 補修工と維持管理手法の検討方針
- ク 急勾配区間での緊急補修工実施にかかる、設計・施工指導方針

2) 施工状況に係る関係者からのヒアリング

対象道路の施工状況につき、施工当時のコンサルタント及び施工業者から、施工状況をヒアリングすると共に、調査に必要な施工当時の各種資料を収集する。

3) セメント安定処理の関係者（有識者含む）ヒアリング

対象道路では路盤改良工法としてセメント安定処理が実施されており、支持力不足とみられる区間についてはセメント安定処理路盤が劣化していることが想定される。

セメント安定処理路盤の劣化は我が国にて実例は限られ、そのメカニズムが明らかになっていないことから、有識者を含む関係者へのヒアリングを行う。

ヒアリング結果より、必要に応じ現地調査での土質試験項目を追加する。

4) 簡易支持力測定器を用いた道路支持地盤の試験方法検討とCBR調査とのキャリブレーション

簡易支持力測定器を用いた道路支持地盤の調査・試験は近年我が国でも広がりつつあるが、海外での実績は限られたものである。

簡易支持力測定器を用いた道路支持地盤の試験方法を検討・提案すると共に、CBR試験とのキャリブレーションを実施し、今回の調査結果と従来の設計手法・現場管理手法との整合性を確保できるようにする。

5) インセプション・レポート作成

以上の検討結果を基に、1) で作成したインセプション・レポート(案)を修正し、インセプション・レポートを作成する。

(2) 第一次現地調査

1) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査目的、今後の調査の進め方、留意事項、双方の役割分担など)を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

2) 舗装破損状況調査

MOTと協力し、調査対象区間において既存舗装の破損状況、破損部の支持力(CBR及び簡易支持力測定器を用いるもの)等を確認する。併せて、道路周辺の地形・自然条件(特に植生や湿地帯等の地下水に関連する事項)や排水溝・並行する用水路等の状況を調査する。

3) 交通量調査と将来交通量予測

MOTの協力し、交通量調査及び軸重調査を実施し、現状及び将来交通量と過積載車両の通行状況を推定する。交通量調査の内容は対象道路の特質を考慮したものとし、プロポーザルにて提案する。

4) 舗装破損部での試掘調査

MOTと協力し、舗装破損部の必要箇所にて試掘調査を実施し、地下水位を計測したうえで必要な土質試験を実施する。土質試験の項目として、各種室内試験、透水試験等が考えられるが、試験項目はプロポーザルにて提案するとともに、「(1)国内調査3)セメント安定処理の関係者(有識者含む)ヒアリング」の結果に基づき、必要に応じ試験項目を追加する。

5) 道路維持管理状況調査

MOTと協力し、道路維持管理状況(予算と実績、技術レベル、人材、機材、材料他)を確認すると共に、道路維持管理に係る積算単価をヒアリングする。

6) 舗装破損原因の検討

国内調査での各種ヒアリング結果及び2)～5)の調査結果を用いて、対象道路の破損原因を検討する。

7) 補修工と維持管理手法の検討

6)の検討結果より、①急勾配区間(14+300地点付近)にて緊急に必要とされる補修工、②同区間の恒久的な補修工及び③AC層が薄い区間について、今後の補修工と維持管理手法を検討する。①の検討に当たっては、MOT現場道路維持管理事務所がその実施能力をもって急勾配区間のみでなく他

区間更にはタジキスタン国内の他の道路においても補修・維持管理に適用可能な手法を検討する。

①については、検討結果に基づいてMOT現場道路維持管理事務所が道路維持管理事業を実施し、同時にコンサルタントが(4)第二次現地調査2)急勾配区間における緊急補修工の施工指導を実施することから、その内容につきMOTと確認する(同施工指導が、他区間及びタジキスタン国内の他の道路においての同工法の適用可能性を確認の意味合いを有することも考慮する)。

技術資料の作成に当たっては、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行い、工事費用の算出に当たってはMOTの積算基準を用いる。

(3) 国内解析

1) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

2) 事後現状調査報告書(案)の作成

調査結果を取りまとめ、事後現状調査報告書(案)を作成する。(2)第一次現地調査7)補修工と維持管理手法の検討にて作成する技術資料は事後現状調査報告書(案)とは別途作成する。

(4) 第二次現地調査

1) 事後現状調査報告書(案)の説明・協議

上記事後現状調査報告書(案)をMOT関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、次項2)にて実施する緊急補修工の内容については、十分に説明・協議したうえで、その内容について合意を得る。

2) 急勾配区間における緊急補修工の施工指導

前項1)にて合意した、急勾配区間(14+300地点付近)の緊急補修工について、MOTが実施する補修工の施工を指導する。

緊急補修工の実施指導に当たっては、本緊急補修工が他区間及びタジキスタン国内の他の道路においての適用可能性を確認するためのタジキスタン側による試験施工的な意味合いを有することを考慮する。

(5) 帰国後報告書とりまとめ

MOT関係者への事後現状調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、事後現状調査報告書を作成する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、

(5) を成果品とする。

なお、以下に示す部数の他に、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) インセプション・レポート（案）：和文5部
- (2) インセプション・レポート：和文5部、英文10部
- (3) 現地調査結果概要：和文5部
- (4) 事後現況調査報告書（案）：和文5部、英文10部
- (5) 事後現況調査報告書：和文（製本版）8部、英文15部（製本版）、CD-R 2枚

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書、英文文書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

事後現況調査報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「無償報告書ガイドライン」に定める内容に従うものとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2014年2月下旬より国内調査を開始し、2014年4月中旬より第一次現地調査を行う。2014年5月中旬に帰国して国内解析を実施し、2014年6月中旬に第二次現地調査を実施する。帰国後、事後現状調査報告書を2014年7月下旬までに作成・提出する。

作業工程表

項目	時期	2014年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
【事後現状調査】								
国内調査		■						
第一次現地調査				■				
国内解析					■			
第二次現地調査						■		
報告書提出							△	

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量目途：

全体：約5.1M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、これを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 業務主任/道路設計（2号）

イ 舗装設計/舗装調査（3号）

ウ 舗装施工（3号）

(3) 舗装破損状況調査、交通量調査、試掘調査等に係る現地備人

業務従事者の補助として、現地での備上を必要に応じ認める。備上を提案する場合は、業務内容についてプロポーザルに記載し、必要な費用は本見積もりに含めること。

3. 対象国の便宜供与

舗装破損状況調査への協力、交通量調査への協力、試掘調査と各種材料試験への協力、C/Pの配置、サイト視察への同行、調査中の交通整理等

4. 参考資料

- (1) 配布資料：事後現状調査報告書（予備調査）（2013年10月）
- (2) 閲覧資料：本件無償資金協力と事前の調査の報告書については以下JICAウェブサイト検索で閲覧できます。
 - ドゥスティーニジノピヤンジ間道路改修計画予備調査（2005年8月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000166719.html>
 - ドゥスティーニジノピヤンジ間道路改修計画基本設計調査（2006年6月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169729.html>
 - ドゥスティーニジノピヤンジ間道路整備計画事業化調査（2008年12月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245437.html>

5. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一次現地調査

- ア 団員構成：（ア） 総括/計画管理（JICA）
 （イ） 道路計画、設計、施工にかかる有識者（JICA）

イ 調査内容：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、主に調査内容に係るミニッツを取りまとめる（約10日間）。

(2) 第二次現地調査

- ア 団員構成：（ア） 総括/計画管理（JICA）
 （イ） 道路計画、設計、施工にかかる有識者（JICA）

イ 調査内容：

事後現状調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項及び緊急補修工事等に係るミニッツを取りまとめる（約10日間）。

6. その他留意事項

(1) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に際し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

(2) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（3）安全への配慮

JICAタジキスタン支所との連携を密にし、JICAの定める安全対策措置に従うとともに、安全確保に最大限の注意を払う。

以 上